

DB ビジネスパートナー 行動規範

DB Code of Conduct for Business Partners

DB 行動規範の目的

この DB ビジネスパートナー行動規範で、ドイッチェ・バーン・グループ（以下、DB グループ）がビジネスパートナーとの協力要件及び原則、特に倫理基準、適用法令及び誠実性の遵守を定めたものである。ビジネスパートナーとは、DB グループに対して配送・サービスを行う非 DB グループ企業をいい、サプライヤー、コンサルタント、代理店、その他商品・サービスの提供者などが含まれる。DB グループは、全世界、あらゆる事業分野においてビジネスパートナーが本 DB ビジネスパートナー行動規範に記載されている原則を実践し遵守することを期待する。

01 一般原則

DB グループは持続可能性に取り組むことを公言しており、国連グローバル・コンパクトの 10 原則を遵守することを国連に約束している。経済的な成功と社会的責任のある行動は相反するものではなく、お互いになくってはならない関係にある。DB グループでは、持続可能で責任ある行動をビジネスパートナーとの協力関係の重要基盤ととらえている。

従って DB グループは、ビジネスパートナーに以下の行動を求める。

- 誠実な事業活動の実施。すなわち特に適用法令、例えば 国際労働機関（ILO）の主要な労働基準を含む人権法、腐敗防止、データ保護法、不正競争防止法、独占禁止法、環境法の遵守。
- この DB ビジネスパートナー行動規範に記載されている原則がビジネスパートナーにも遵守されていることの確認及び推進。
- 誠実かつ責任ある公正な行動。

02

ビジネスパートナーの社会的責任

人権	DB グループは、社会的責任を負うことは企業の持続的な成功の重要要素であり、従って価値志向の企業経営の不可欠な要素であると確信している。従って DB グループは、ビジネスパートナーに以下の原則に基づく行動を期待している。 DB グループのビジネスパートナーは、認められている人権を尊重する。
児童労働	DB グループのビジネスパートナーは児童労働を一切拒否し、適用される児童労働禁止条項（ILO 条約第 138 号及び第 182 号）を遵守する。
強制労働	DB グループのビジネスパートナーは、いかなる形態の奴隷労働、強制・強要労働、農奴、人身売買、自由意志によらない労働も利用・容認してはならない。DB グループのビジネスパートナーは、従業員が非人道的な扱いや品位を傷つける扱い、体罰などを受けないことを保証する（ILO 条約第 29 号及び第 105 号）。
機会均等・多様性	DB グループのビジネスパートナーは、社内の多様性を促進し、従業員の雇用においていかなる差別も容認しない（ILO 条約第 100 号及び第 111 号）。
集会の自由・集団交渉	DB グループのビジネスパートナーは、集会の自由と利益団体の結成を尊重し、ビジネスユニットにおける従業員の権利の保護を支持する。DB グループのビジネスパートナーは、労働者が自らの代表を自由に選出し団体交渉を行う権利を尊重する（ILO 条約第 87 号及び第 98 号）。 従業員の安全は最優先事項であり、DB グループのビジネスパートナーの中心的価値のひとつである。DB グループのビジネスパートナーは、安全かつ健全な作業環境、安全関連の適格性の確認措置を定めるとともに製品・サービスの安全性を提供する。
安全・労働安全衛生	DB グループのビジネスパートナーは、各産業部門の安全衛生分野の一般知識に基づき、正当であれば、作業環境にあるあらゆる危険要因を最小化又は排除する。
環境保全	DB グループのビジネスパートナーは、自らに適用される環境基準を遵守し、企業価値として持続可能な経済成長と環境保護の原則に取り組む。DB グループのビジネスパートナーは自らの環境責任を反映した有効な対策を講じる。
報酬	DB グループのビジネスパートナーは、自らの適用法令及び業界基準に従い、従業員に適切に報酬を支払う。
労働時間 雇用関係	DB グループのビジネスパートナーは、自らの適用法令及び業界基準を遵守する。 できる限り、国内法及び業界基準によって定められた正規の雇用関係に基づいて労働が提供されなければならない。
データ保護	DB グループのビジネスパートナーは、個人データ、特に従業員、ビジネスパートナー及び顧客の個人データの保護に適用されるあらゆる法律を遵守する。

03

腐敗防止

汚職	DB グループのビジネスパートナーは、自らの社員やサプライチェーンの従業員などによる汚職やホワイトカラー犯罪を一切容認しない。
コンサルタント・代理人・仲介業者	コンサルタント、代理店その他の仲介者からの報酬を、ビジネスパートナー、顧客、その他第三者への不適切な利益提供のために使ってはならない。DB グループのビジネスパートナーは、しかるべき適格性基準に従ってコンサルタント、代理店その他仲介者を慎重に選定する。
利益相反の回避	DB グループのビジネスパートナーは、腐敗リスクにつながるおそれのある利益相反を回避する。
接待・贈答	DB グループ向け業務にあたって、DB グループのビジネスパートナーは、容認されない配慮やその他優遇措置を期待せず、適用法令（特に汚職防止法）に違反していない適切な場合にのみ接待の授受を行う。贈答の授受その他、あらゆる種類の利益についても同様である。
公務員対応	DB グループのビジネスパートナーは、直接か間接か第三者の介在によるかを問わず、公務員又は同等の人物に対する違法な物質的・非物質的利益の供与（申し出を含む）を一切容認しない。

政党	また、DBグループのビジネスパートナーは、政党、政党代表者、選出公務員及び役職候補者に対する違法な物質的・非物質的利益の供与（違法な寄付など）を一切容認しない。
寄付・協賛	DBグループのビジネスパートナーからの寄付は自発的にのみ、見返りを期待することなく行われる。違法なビジネス上の利益を得るために個人、グループ又は組織の支援を利用しない。
資金洗浄・テロ資金	DBグループのビジネスパートナーは、自社内でのマネーロンダリングやテロ資金調達を防ぐために、社内で適切な対策を講じる。

04

競争時のビジネスパートナーの行動

不正競争防止法及び
独占禁止法

DBグループは、常に公正で責任ある市場参加者として行動することを求め、ビジネスパートナーもそうであるよう期待する。

DBグループのビジネスパートナーは、関連するあらゆる不正競争防止法の要件を遵守する。ビジネスパートナーは、価格、条件、戦略又は顧客との関係、特に入札への参加に影響を及ぼすような合意・協定を結ばない。重要な競合情報の交換や、その他、容認されないやり方で競争を制限する行為や制限するおそれのある行為についても同様である。

輸出入管理・テロ対策

特にグローバルな事業活動については、DBグループのビジネスパートナーは、商品、サービス、情報の輸出入に適用されるあらゆる法律及び適用される禁輸措置・制裁措置を遵守する。

05 DB 行動規範の遵守

法令遵守	DB ビジネスパートナー行動規範の遵守 DB グループのビジネスパートナーは、本 DB ビジネスパートナー行動規範に記載されている原則を必ず遵守する。
DB グループへの報告	DB グループのビジネスパートナーは、DB グループの既存の内部告発システム ¹ を通じて、DB グループ向け業務の過程で犯され DB グループに影響を及ぼすおそれのある犯罪の情報を提供する機会を利用する。
通報者の保護	DB グループのビジネスパートナーは、この DB ビジネスパートナー行動規範に記載されている原則に対する違反の通報者に対する差別を一切許容しない。
サプライチェーン	DB グループのビジネスパートナーは、DB グループ向け業務の枠内で委託するサプライヤーを慎重に選定し、本 DB ビジネスパートナー行動規範に記載されている原則や同等の原則をサプライヤーに伝え、これらの原則がサプライヤーによって遵守されていることを約束する。
結果	DB グループは、グループとビジネスパートナーとのパートナーシップを通じた企業間協力を非常に重視している。従って、本 DB ビジネスパートナー行動規範に対する 軽微な違反 があった場合、ビジネスパートナーは基本的に、適切な是正措置の実施機会を与えられる。しかしながら、 重大な違反 （特に刑事犯罪）が生じた場合、DB グループは各ビジネスパートナーに対して適切な制裁措置をとる権利を留保する。このことにより取引関係が即座に終了し、損害賠償及びその他の権利の主張が行われる場合もある。
詳細情報の入手先	詳細は www.deutschebahn.com/compliance を参照してください。不明点や質問は DB グループの責任者までお問合せください。DB グループのコンプライアンス担当部署に直接連絡することもできます。

06 制定

2012年7月10日付 DB AG/DB ML AG の役員会決議の 2018年12月3日付役員会スプリントによる修正による。

¹ <http://www.deutschebahn.com/hinweismanagement>